

久喜宮代衛生組合議会
令和2年11月第5回臨時会議案

議 案 目 録

議案第 1 1 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	1
-----------	--	---

議案第11号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中、「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。